

函館市出資団体等情報公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号。以下「条例」という。）第22条に規定する市長の所管に属する出資団体等の情報公開の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資団体等)

第2条 条例第22条第1項の規定により出資団体等として市長が定めるものは、次に定めるとおりとする。

(1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上を出資している法人で別表1に定めるものおよび資本金等の4分の1未満を出資している法人で別表2に定めるもの

(2) 市から継続的（前々年度から当該年度まで引き続いていることをいう。）に補助金、負担金および交付金（以下「補助金等」という。）を受けている法人または団体

(経営状況を説明する文書の公開)

第3条 前条第1号に定める法人は、毎事業年度終了後おおむね3月以内に、別表3左欄に掲げる法人の区分に応じ同表右欄に定める経営状況を説明する文書を市長に提出するものとし、かつ、別表1に定める法人にあっては、当該文書を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により提出された経営状況を説明する文書は、総務部文書法制課情報公開コーナーに備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(提出を求める文書の範囲)

第4条 条例第22条第2項の規定により市長が出資団体等に対して提出を求める文書は、平成13年4月1日以後に、出資団体等の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（紙に出力されたものに限る。）であって、当該出資団体等の職員が組織的に用いるものとして、当該出資団体等が保有している

ものをいう。

(保有文書の提出)

第5条 出資団体等は、条例第22条第2項の規定に基づき市長から保有する文書の提出を求められた場合において、当該文書に条例第7条に規定する非公開情報に相当する情報が記録されているときは、意見を付したうえで、その求めに応ずるよう努めなければならない。

2 第2条第2号に規定する出資団体等にあつては、前項の規定にかかわらず、市の補助金等の交付の対象となった事業に要する経費以外の経費に係る文書を除いて、その求めに応ずるものとする。

3 出資団体等は、条例第22条第2項の規定に基づき市長から保有する文書の提出を求められたときは、14日以内にその諾否を決定するものとする。ただし、正当な理由により、14日以内に決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。

(全額出資団体の情報公開)

第6条 一般財団法人函館市住宅都市施設公社は、前条第1項の文書の提出を求められたときは、同項の規定にかかわらず、条例制定の趣旨にのっとり、その求めに応ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条，第 3 条関係）

一般財団法人函館市住宅都市施設公社
公益財団法人北海道学術振興財団
公益財団法人函館地域産業振興財団
函館山ロープウェイ株式会社
株式会社はこだてティーエムオー
株式会社函館国際貿易センター
一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構
株式会社はこだて西部まちづく R e - D e s i g n

別表 2（第 2 条関係）

函館サイロ株式会社
一般財団法人北海道大沼国際交流協会

別表 3（第 3 条関係）

1 一般社団法人 および一般財団 法人（ただし， 2 の法人を除く。）	(1) 定款	(2) 役員等名簿
	(3) 社員名簿	(4) 貸借対照表
	(5) 正味財産増減計算書	(6) 事業報告
	(7) (4)～(6)に係る附属明細書	
	(8) 公益目的支出計画実施報告書（移行法人に限る。）	
2 公益社団法人 および公益財団 法人	(1) 定款	(2) 役員等名簿
	(3) 社員名簿	(4) 事業計画書
	(5) 収支予算書	(6) 財産目録
	(7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	
	(8) 報酬等の支給の基準を記載した書類	
	(9) キャッシュフロー計算書（作成している場合に限る。）	

	<p>(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(11) 貸借対照表 (12) 正味財産増減計算書</p> <p>(13) 事業報告書 (14) (11)～(13)に係る附属明細書</p>
3 営利法人	<p>(1) 定款 (2) 役員名簿</p> <p>(3) 損益計算書 (4) 事業報告書</p> <p>(5) 貸借対照表</p> <p>(6) (3)～(5)に係る附属明細書</p> <p>(7) 株主資本等変動計算書 (8) 個別注記表</p>
4 上記1～3以外の出資法人	<p>・上記1～3に準じた文書</p>